



2026年1月27日

各 位

会 社 名 T O Y O イ ノ ベ ッ ク ス 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 田畠 暉 章
(コード: 6210 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員経営企画室長 酒井 雅人
(TEL. 078-942-2345)

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、汕头華爾怡醫療器械有限公司より提訴されておりました、製品の売買契約の解除及び運送費・通関費等の返還請求訴訟（差し戻し審）に関し、2026年1月14日付けで判決を受け、2026年1月16日に民事判決書を受領しましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の相手方の概要

- (1) 名称 汕頭華爾怡醫療器械有限公司（以下、「華爾怡」）
(2) 所在地 中華人民共和国広東省汕头市金環北路（岐山中学路段）
(3) 代表者の役職・氏名 法定代表人 楊徳怡

2. 訴訟の経過

- 当社は、華爾怡から、2021年1月5日に締結した売買契約に基づき同社に販売した全電動射出成形機25台のうち、13台に品質上の不具合が発生したとの主張により売買契約の解除及び販売した製品の運送費、通関費等の返還を求める訴訟を汕头市金平区人民法院に提起されました。
- 2024年6月28日、汕头市金平区人民法院は原告の請求を全部棄却する判決を言い渡しました。
- 華爾怡は、当該判決を不服として、汕头市中級人民法院に上訴し受理され、2025年4月22日、上訴審において原判決を取り消し、原審である汕头市金平区人民法院に審理を差し戻す旨の裁定が言い渡されました。
- 2025年5月26日、汕头市金平区人民法院は差し戻し審を受理し、審理を続けてきましたが、このたび華爾怡の主張が認められ、売買契約の解除並びに当社に対して売買代金及び運送費・通関費等の返還を命じる判決が言い渡されました。

3. 判決主文の概要

- (1) 当社と華爾怡の売買契約を解除し、当社は華爾怡に対し、判決が確定した日から15日以内に製品の売買代金1,941,940米ドル（約3億516万円）及び輸入増增值税1,553,420.13元（約3,473万円）、運送費・通関費23,979元（約53万円）を返還し、履行後に販売した製品を回収する。
- (2) 当社は華爾怡に対し、判決が確定した日から15日以内に違約金584,758.2米ドル（約9,154万円）及びその他鑑定費用等601,663元（約1,345万円）を支払う。
- (3) 華爾怡の施設占用費、利息損失の賠償等、一部請求は棄却する。

4. 今後の見通し

差し戻し審の判決においては、原審で認められた当社の主張が退けられ、華爾怡の主張が概ね認容されたことは誠に遺憾であります。今後の対応につきましては、上訴期限（送達を受けた日から30日以内）までに判決の内容を精査し、訴訟代理人と協議の上決定いたします。この判決が当社の今期以降の業績に与える影響については、判明次第速やかにお知らせいたします。

以 上